

無利息型普通預金

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	無利息型普通預金（決済用預金）	
2. 販売対象	・法人および個人の方	
3. 期 間	・期間の定めはありません。	
4. 預 入	預入方法	・随時預入
	預入金額	・1円以上
	預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。	
6. 利 息	・利息は付きません	
7. 税 金	・利息が付かないので、税金はかかりません。	
8. 手数料	・現行の普通預金から無利息型へ切替の場合、また無利息型から現行の普通預金へ切替の場合（逆切替）、当組合所定の手数料を徴求します。	
	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）	
9. 付加できる特約事項	・個人のものは「総合口座」のお取扱いができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・利息が付かないので、マル優の対象ではありません。	
10. 預金保険制度の 保護対象額	・預金保険制度により全額保護されます。	
11・苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（TEL03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士の斡旋人と東京以外の弁護士の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）	

裏面に続きます

	受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
--	---

(以上)